

国見町を盛り上げるイベント——

くにみロゲイニングを開催しました！

4月29日に、「くにみロゲイニング」を開催しました。

ロゲイニングとは、地図をもとに決められた時間内に町のチェックポイントを巡りながら、それぞれのスポットの魅力を体験していくイベントです。今回は、村上笑平さん（県北中学校3年生）と桜澤来楠さん（県北中学校2年生）が中心となり、企画・運営を行いました。



桜澤来楠さん（左）・村上笑平さん（右）

開催に向けて、生徒たちは担当スタッフと一緒に町内を何度も巡り、国見町にある魅力について議論を重ねました。参加者にイベントを楽しんでもらいつつ、魅力を体験してもらうためには、どのような企画を織り込むと良いか。国見町の魅力と、参加者への思いを常に持ちながら、思考を巡らせてきました。



いよいよ本番。当日は、町内外から33名の方が参加しました。参加者の中には、富山県や静岡県などの遠方から参加した方や家族連れで参加している方も。今回は50か所のスポットと4つの仕掛けを用意し、約3時間かけてロゲイニングや国見町を楽しんでもらいました。



イベント満足度は平均9.6点（10点満点）。アンケートでは、「また国見町を訪れたいと思いますか？」という質問に92%の方が「そう思う」と回答しました。アンケートの回答や当日の様子から、参加者が自分のペースで思い思いに国見町を歩き、「国見ならでは」を堪能していたことが伺えました。

今回のプロジェクトに取り組むにあたり、国見町に対する理解はもちろんのこと、イベントをとおして何を伝えたいのか、どんなことを実現したいのかなど、たくさんの試行錯誤を重ねてきました。時には思うようにいかず、苦しいこともありました。それらを乗り越え、生徒たちは大きく成長したように思います。挑戦するからこそ感じられる醍醐味を存分に味わっていました。

最後になりましたが、国見町商工会青年部、道の駅国見あつかしの郷の皆さまには、開催に際し多大なご協力をいただきました。この場をお借りし、改めてお礼申し上げます。ありがとうございました。

当日の詳細な様子はコチラのQRコードから▶



放課後塾ハルは随時、新規入塾者を募集しています。ぜひ、お気軽にご相談ください。

Email:houkagojuku.halu@gmail.com
TEL: [中学部] 080-7236-6232 / [小学部] 080-9151-6442
※12:30～21:30 土日祝日、年末年始を除く。

野生動物との共存を目指して 地域の未来をともに考える——



国見町では、深刻化するイノシシ・クマ・サルなどの野生動物による農作物被害に対して実効的な対策を行うため、鳥獣被害対策アドバイザーを依頼し助言指導を受けることにしましたのでご紹介します。※鳥獣被害対策アドバイザーには実態調査を依頼しており、鳥獣被害の想定される農地や侵入防止柵周辺の山林に立ち入る場合があります。



かさなりデザイン合同会社
代表社員 鈴木 淳

町のみなさんへ

令和5年度から、町の鳥獣被害対策アドバイザーを務めることになりました「かさなりデザイン合同会社」の鈴木淳です。東北各地で、鳥獣被害対策の現地指導や集落の合意形成、行政支援などに携わっています。

鳥獣被害対策は、相手（鳥獣）の生態や対策方法を理解した上で取り組む必要がありますが、さらに、皆さんが「この地域でどのように生活していきたいか」「守りたい場所はどこのか」といった、地域の将来像と一緒に考えていくことが大切です。

現場で見かけた時は、気軽に声をかけてくれるとうれしいです。国見町の将来を考えて、皆さんと一緒に取り組んでいきましょう。

上限額を引き上げました!!

結婚新生活を応援します

福祉課社会福祉係 ☎ 585-2793

■対象者（次の要件をすべて満たす人）

- ①令和5年1月1日から令和6年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦
- ②婚姻日における年齢が夫婦ともに44歳以下
- ③令和4年1月1日から令和4年12月31日までの夫婦の合計所得が500万円未満（離職した場合は、貸与型奨学金の返済を行っている場合は、算出方法が異なります）
- ④対象となる住居が国見町内にある
- ⑤夫婦の住所が対象となる住居にある
- ⑥町税等の滞納がない
- ⑦他の公的制度による家賃補助を受けていない
- ⑧過去にこの制度に基づく補助を受けていない

■対象経費（対象となる経費は次のとおり）

- ※他の公的支援等を受けているものは対象外
- ①住居費 婚姻を機に新たに住宅を取得する費用または住宅物件の賃借に係る賃料等
 - ②引越費用 引越し業者または運送業者への支払い等引越しに係る実費
 - ③リフォーム費用 婚姻に伴う住宅の維持または向上のための修繕、増築等に係る経費

■補助金額

対象となる経費の合計額とし、婚姻日における年齢が夫婦ともに

29歳以下 ⇒ 上限 75万円

30歳以上 44歳以下 ⇒ 上限 45万円

※令和5年1・2月婚姻の場合 ⇒ 上限 45万円

■必要書類

- ・交付申請書
 - ・婚姻届受理証明書または婚姻後の戸籍謄本
 - ・所得・課税証明書 ほか
- ※その他、条件により必要な書類が異なります。

■申請受付期間

令和6年3月31日まで

■申請方法

申請に必要な書類を添付して、福祉課社会福祉係へ提出してください。

※詳細は町HPをご覧くださいか、福祉課社会福祉係へ問い合わせください。

